

第 年 月 日 号

様

野田市長

㊟

### 命 令 書

あなたが所有（管理）する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」といいます。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当するため、 年 月 日付け 第 号により、法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

このため、次のとおり措置をとることを命令します。

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用 途  
所有者（管理者）の住所及び氏名
- 2 命令に係る措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限

備考 命令に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく市に報告してください。

本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられることがあります。

措置の期限までに、命令に係る措置の内容を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。